

市の機関

審議会等手続における審議会等の委員には、原則として公募の委員を含めるものとし（委員定数に対する公募委員の割合が2割以上）、市の機関は、審議会等の内容や委員の任期、募集人数、応募方法等を公表し募集します。

市民

審議会等の委員として審議に参加したい市民は、市の機関の公表した応募方法により応募します。

市の機関

市の機関は、男女比、年齢構成、他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮して委員を選任します。

市の機関

市の機関は、審議会等の会議の開催日時や場所等を開催日の1週間前までに公表します。
審議会等手続実施にあたって審議会等に対して、計画等又は当該計画等に関する資料を提示します。

市民

市の機関の求めに応じ、審議会等を開催し、委員は計画等について審議します。

市の機関

市の機関は、審議会等から提出された意見について検討後、①審議会等に提示した計画等又は当該計画等に関する資料の概要、②提出された意見の概要、③提出された意見に対する市の機関の考え方、④その他、市の機関が必要と認める事項を公表します。